

郡山地方広域消防組合イメージキャラクター「火まもり君」

ロゴデザイン等制作業務委託仕様書

1 名称

郡山地方広域消防組合（以下、「本組合」という）イメージキャラクター「火まもり君」ロゴデザイン等制作業務委託

2 目的

本組合紹介、火災予防啓発、予防救急普及などの各種広報に広く活用し、本組合イメージキャラクター「火まもり君」が地元でより親しみ愛されるキャラクターとなるロゴデザイン及びイラストデザインを制作するもの。

3 期間

契約締結の翌日から平成 30 年 2 月 15 日まで

4 業務内容

(1) 「火まもり君」ロゴデザインの制作（1点）

(2) 「火まもり君」のイラストデザインの制作（ポーズ違い5点程度を想定）

※ デザインの詳細等については、本組合と受託者が協議の上、決定するものとする。

5 業務内容の仕様

(1) 「火まもり君」ロゴデザインの制作

ロゴデザインについては、以下の点に留意し、本組合のイメージに合ったものを制作すること。

ア 住民に親しまれるようなデザインとすること。

イ シンプルでわかりやすいデザインとすること。

ウ 「火まもり君」のイラストを主に、「郡山地方広域消防組合」のロゴタイプを含んだ構成とすること。

エ 色（カラー及びモノクロ）やサイズに関係なく使用できるデザインとすること。

(2) 「火まもり君」のイラストデザインの制作

ア 住民に親しまれるようなデザインとすること。

イ 色（カラー及びモノクロ）やサイズに関係なく使用できるデザインとすること。

ウ 現在、使用している着ぐるみのイメージとかけ離れないデザインとすること。

(3) デザインガイドラインの作成（契約締結後に作成）

記載事項については、次の項目について作成すること。ただし、必要に応じて

本組合と受託者が協議の上、項目を変更することができるものとする。

- ア キャラクターデザイン（カラー・モノクロ）
- イ ロゴデザイン（カラー・モノクロ）
- ウ 清刷データ（カラー色指定、モノクロ色指定）
- エ ネガティブ表示パターン
- オ その他（使用禁止例など）

※ ア～エについては、必要に応じて最小サイズを示すこと。

6 「火まもり君」について

- ア コンセプト
火災を監視し、火災からみんなを守ります。
- イ 誕生日
11月9日
- ウ 容姿
別添のとおり

7 契約条件

(1) 再委託の制限

受託者は、本事業の一部を再委託させる場合は、事前に書面にて報告し、本組合の承諾を得なければならない。ただし、業務の主たる部分については、再委託してはならない。

(2) 成果物の利用及び著作権

ア 成果物に対する著作権法（昭和45年法律第48号）第21条（複製権）、第23条（公衆送信権等）、第26条の2（譲渡権）、第26条の3（貸与権）、及び第28条（二次的著作物の利用に関する原作者の権利）に規定する権利については、組合に帰属するものとする。

イ 本組合は、著作権法第20条（同一性保持権）第2項に該当しない場合においても、その使用のために目的物の改変を行うことができるものとし、受託者はこれに同意し、著作権者人格権を主張しないものとする。

ウ 受託者は、成果物が第三者の著作権を侵害しないことを保証するものとする。

エ 第三者から成果物に関して著作権侵害を主張された場合の一切の責任は、受託者が負うものとする。

(3) その他

この仕様に定めのない事項については、本組合と受託者が協議して決定するものとする。

8 納品

デザイン別にコンセプトを記載した印刷物のほか、JPEG形式、GIF形式及びIllustrator CS6～CC形式の電子データを記憶媒体にまとめた後、本組合へ提出すること。